

## No.2 地域冷暖房施設の変更に係る案件概要

### 議第 1390 号 横浜国際港都建設計画地域冷暖房施設の変更

#### 1 地域冷暖房施設の名称

みなとみらい21中央地区地域冷暖房施設

#### 2 管路

名称	位置		備考
	起点	終点	供給区域
みなとみらい21 1号幹線	中区桜木町	西区みなとみらい五丁目	約 120ha
みなとみらい21 2号幹線	西区みなとみらい四丁目	西区みなとみらい四丁目	
みなとみらい21 3号幹線	西区みなとみらい三丁目	西区みなとみらい三丁目	
みなとみらい21 4号幹線	西区みなとみらい三丁目	西区みなとみらい三丁目	
みなとみらい21 5号幹線	中区桜木町	西区みなとみらい二丁目	
みなとみらい21 6号幹線	中区桜木町	中区桜木町	
みなとみらい21 7号幹線	中区桜木町	中区桜木町	
みなとみらい21 8号幹線	西区みなとみらい二丁目	西区みなとみらい四丁目	
みなとみらい21 9号幹線	西区みなとみらい四丁目	西区みなとみらい四丁目	
みなとみらい21 10号幹線	西区みなとみらい四丁目	西区みなとみらい四丁目	
みなとみらい21 11号幹線	西区みなとみらい四丁目	西区みなとみらい五丁目	
みなとみらい21 12号幹線	西区みなとみらい四丁目	西区みなとみらい五丁目	
みなとみらい21 13号幹線	西区みなとみらい四丁目	西区みなとみらい四丁目	
みなとみらい21 14号幹線	西区みなとみらい二丁目	西区みなとみらい三丁目	
みなとみらい21 15号幹線	西区みなとみらい五丁目	西区みなとみらい五丁目	

みなとみらい21 16号幹線	西区みなとみらい四丁目	西区みなとみらい三丁目	
みなとみらい21 17号幹線	西区みなとみらい五丁目	西区高島一丁目	
みなとみらい21 18号幹線	西区みなとみらい五丁目	西区高島一丁目	
みなとみらい21 19号幹線	西区みなとみらい五丁目	西区みなとみらい五丁目	
みなとみらい21 20号幹線	西区みなとみらい六丁目	西区みなとみらい六丁目	
みなとみらい21 21号幹線	西区みなとみらい六丁目	西区みなとみらい六丁目	
みなとみらい21 22号幹線	西区みなとみらい五丁目	西区みなとみらい六丁目	

### 3 その他施設

名称	位置		備考
みなとみらい21 中央地区第1プラント	中区桜木町及び 西区みなとみらい三丁目		約 3,960 m <sup>2</sup>
みなとみらい21 中央地区第2プラント	西区みなとみらい二丁目		約 7,550 m <sup>2</sup>
みなとみらい21 中央地区第3プラント	西区みなとみらい五丁目		約 5,160 m <sup>2</sup>
	立体的な範囲	西区みなとみらい五丁目において、立体的範囲を定める。(面積約 5,160 m <sup>2</sup> を対象)	

(内容)

みなとみらい21中央地区地域冷暖房施設は、省資源、省エネルギーや大気汚染の防止を目的として、昭和60年に都市計画決定し、その後、地区内の街区開発の進捗等に合わせて整備が進められています。

これまで、管路と2箇所のプラントが整備されていますが、地区内の街区開発の進捗に伴い、将来に渡って冷水・蒸気の安定的な供給を実現するため、新たなプラントの設置が必要となっていました。

この度、地区全体の街区開発の進捗状況から将来の熱需要の見通しが立ち、また、みなとみらい21中央地区52街区の街区開発に合わせてプラントの整備をすることが決まりました。

つきましては、みなとみらい21中央地区における街区開発の進捗に伴う熱需要の増加に対応するため、管路の追加・変更及びその他施設の追加を行います。

また、その他施設として追加するみなとみらい21中央地区第3プラントについて、あわせて立体的な範囲を定めます。

なお、事務処理の合理化、円滑化を図るため、表記の簡素化を行います。